



保存版

「まつど国際文化大使」制度をご利用される方へ



(公財) 松戸市国際交流協会

《制度の概要》

「まつど国際文化大使」制度は、市内で開催される市民主催の国際理解のための講座やイベントで、外国の文化・生活・芸術などを紹介するために「まつど国際文化大使」を派遣する制度です。原則として、大使の派遣は開催当日に限ります。

1. 利用方法と申込手順

①「まつど国際文化大使紹介依頼書」

(様式2)に記載し、開催希望日の2か月前までに当協会へお申込みください。依頼内容は、登録大使の得意分野の範囲内でお選びください。

(通訳希望の場合は応相談)

②当協会にて依頼内容を審査し、大使

の同意を得た上で依頼者に決定通知書を送付いたします。ただし、大使の都合などでご紹介できない場合もあります。

③依頼者は、大使と直接連絡をとり、内容・開催場所・日程・送迎方法などの詳細を打合せしてください。その際、意思疎通を明確にするためにも、FAXやメールなど形に残るものを併用してください。なお、活動実費及び大使の交通費(※車利用の場合：公共交通機関利用相当額分と駐車場料金)等は、依頼者が負担してください。

※駐車場をご用意できない場合は派遣できません。

④事業終了後、依頼者は当協会へ報告書(「まつど国際文化大使」紹介に関するアンケート)及び写真等の資料を提出してください。当協会のホームページで活動の様子を紹介する場合があります。

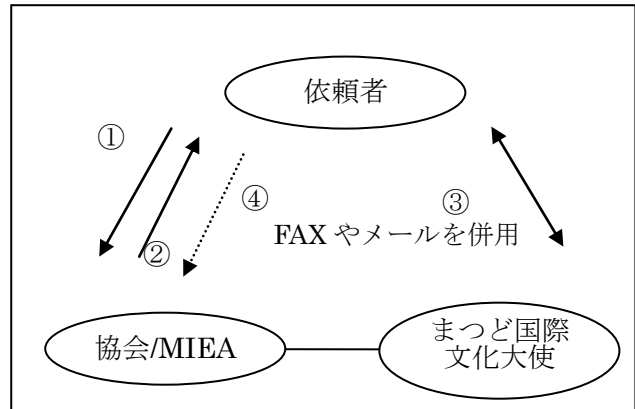
※紹介の制限：依頼内容が次の項目に該当する場合、大使の紹介はできませんので、ご了承ください。

- ・政治、宗教、営利目的と認められる場合
- ・依頼内容や時間等が大使にとって過重と認められる場合
- ・協会に支障があると認められる場合

2. 危険負担等

①不測の事態発生により大使が活動不能となった場合、協会はその賠償の責を負いません。

②協会は、「まつど国際文化大使」活動に伴う大使または第三者の傷害等及び依頼者が被った損害について、その賠償の責を負いません。



③依頼者は、万一、大使または第三者が「まつど国際文化大使」活動に伴って傷害等を被ったときは、誠意をもってその解決にあたるようお願い致します。

3. 大使派遣にあたってのお願い

①大使は、初めて訪れる場所に対しては、とても不安を感じています。当日は最寄駅までの送迎を必ずお願いいたします。万一、送迎できない場合には、事前に詳細な地図を大使に送付するなど、大使の不安を少しでも取り除いてリラックスした交流ができるよう、ご配慮をお願いいたします。

②大使は講義の専門家ではありません。至らぬ点もあるかと存じますが、その点についてもフォローして頂ければ幸いです。

③ゲストを迎えるというお気持ちで、ぜひとも心のこもった応対をして頂きますようお願いいたします。

④大使はボランティアでご協力頂いておりますので、必ずしも謝礼は必要ありません。ただし、交通費・資料コピー代・料理材料費などの実費は、大使にご確認の上で必ずお支払いただきますようお願いいたします。

★ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

(公財) 松戸市国際交流協会

〒271-8588 松戸市根本3-8-7-5 松戸市役所 (送付先)

TEL 047-366-7310 fax 047-308-6789

Eメール office@miea.or.jp URL <http://www.miea.or.jp>

(事務所所在地) 松戸市小根本7-8 京葉ガスF松戸第2ビル5階 (下記地図参照)

